

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	市辺東 (東市辺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・法人経営(作業)についても徐々に40代50代の出役も増えてきており、個人経営の農家も跡継者が農作業をされている所を目にする。課題としてはこの先、儲かる農業を考えていかなければならない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、麦・大豆の作付け将来的にはこの地区の土壌の良さを生かし、わが町の特産品となるような野菜・果樹類の栽培に法人・個人協力していく。 ・また法人の地域間連携をとり地区関係なく農作業に取り組めるよう現在少しづつではあるが動き始めている。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・基本的に現状維持を目標に取り組むが個人農家(認定共)の意向を重要に置き集団化に取り組む。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構に貸し付けられた農地の管理。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現在昭和63年に完成しているほ場整備事業で平均3反地のほ場が大半を占めているが、再度ほ場整備の話が出れば積極的に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県 市 JAとの連携を密にし人材の確保、育成に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が見込まれるザルピオを利用して可変式ブロードキャスター作業やドローンでの水稻直播作業、防除作業を今後前向きに検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ③スマート農業については作業の効率化には欠かせない事項であり今後多く取り組む。 ⑦常に農作業に支障の出ないよう畦畔の修繕・除草、給排水口の点検を行う。				